

南九州市規則の読点の表記を改める規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第30号

南九州市規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に公布されている南九州市規則において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 11 日から施行する。